

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年2月3日から令和4年2月28日までの回答)

地域産業活性化ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
企業による農地の直接所有の要件緩和	検討を予定	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	企業による農地の直接所有の要件緩和
具体的内容	農業の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有
提案理由	<p>農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が相続により地方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が年々増加している。企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。兵庫県養父市で国家戦略特区の活用により実施されている「企業による農地取得」特例は、2023年8月まで2年間延長された。特区での実証実験において約15ヘクタールの遊休農地が再生され、農業の6次産業化が促進されるなど、地域経済の活性化に貢献している。このため、上記特例については、延長期限を迎えた後に大きな課題が無ければ、速やかに全国に展開すべきである。また、養父市における上記特例では、①農地を一旦自治体がいり入れれた上で企業に売却すること、②自治体が①の農地をいり入れる場合は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いことから、要件を緩和すべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁	内閣府 農林水産省
制度の現状	<p>国家戦略特区においては、農業の担い手が不足する地域において、法人の農業参入を促すことで、農業の国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、長期的、安定的な農業の経営環境や多様な担い手の確保を目的に、農地法の特例を設け、一定の要件の下、農地所有適格法人以外の法人の農地の所有(法人農地取得事業)が認められています。</p> <p>本特例は国家戦略特区法上、農業の担い手が著しく不足し、遊休農地の著しい増加のおそれのあることが区域の要件とされており、政令で兵庫県養父市が指定されています。また、本特例は農地を養父市が原所有者から買い上げ、法人に転売することが前提とされており、法人が本特例を活用するに当たっては、農地の不適正な利用の際は養父市に所有権を移転する旨の書面を締結すること、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること等の一定の要件を満たす必要があります。</p> <p>なお、本特例については、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」(令和3年法律第33号)の公布、施行に伴い、本特例の期限が令和5年8月末まで延長されました。</p>
該当法令等	<p>国家戦略特区法第18条 国家戦略特区法施行令第26条</p>
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>本特例については、昨年6月の「成長戦略フォローアップ」において、「政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても2021年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う」とされています。</p>

区分(案)	△
-------	---